

議第9号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 大 桑 正 貴

## 横浜市会規則（番号）

### 横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「つけて」を「付けて」に、「連署して」を「記名して」に改める。

第22条を次のように改める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第28条中「点呼に応じて投票を投票箱に投入する」を「議長の指示に従って、順次、投票する」に改める。

第29条の見出しを「（投票の終了）」に改め、同条第1項中「点呼が終わった」を「投票が終わったと認める」に、「投票箱の閉鎖」を「投票の終了」に改める。

第30条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第40条中「連署して」を「記名して」に改める。

第65条の7中「同意」を「許可」に改める。

第70条中「または」を「又は」に改め、「書類、」を削る。

第76条の見出し中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条第1項中「または」を「又は」に改め、「議員」の次に「（以下「委員外議員」という。）」を加え、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、「から」の次に「当該」を加える。

第77条を次のように改める。

(委員長の委員としての発言)

第77条 委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第78条第2項中「から」の次に「当該」を加える。

第81条第1項中「出席した」を「出席している」に改める。

第87条の見出し中「文書」を「質問主意書」に改め、同条第1項中「場合に」を「場合は、質問主意書を議長に提出することにより、」に改め、「文書で」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第89条第2項中「及び氏名」の次に「(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 請願者多数のものは、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を省略して記載することができる。

第90条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない請願又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託することを適当としない請願は、特別委員会に付託する。

第90条中第3項を第4項とし、同条第2項中「かえる」を「代える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会の付託は、市会の議決により省略することができる。

第97条を次のように改める。

(資格決定の通知)

第97条 法第127条第3項の規定により準用する法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第98条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第99条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第101条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、

法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

第 104 条を次のように改める。

(携帯品)

第 104 条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

第 109 条第 1 項中「連署して」を「記名して」に改める。

第 119 条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 121 条とする。

第 118 条中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第 120 条とし、第 16 章中同条の前に次の 2 条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第 118 条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第13条第1項、第17条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第99条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第 119 条 この規則の規定（第 24 条及び第 33 条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

#### 附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提 案 理 由

市会に係る手続のオンライン化に関する規定の整備を図る等のため、横浜市議会規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（議案の提出）

第17条 議員が条例案、決議案、意見書案その他の議案を提出しようとするときは、文書により、理由を付けて、議員定数の12分の1以上の賛成者とともに記連  
名して議長に提出しなければならない。  
署して

（第2項及び第3項省略）

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

（事件、動議の撤回）

第22条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議  
議題となった事件または動議は、提出者において撤回または変更するこ  
の議題となった動議を撤回しようとするときは、市会の許可を得なければなら  
ない。ただし、会議の同意を得たときは、この限りでない。  
ない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければなら  
ない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から、事件については文書によ  
り、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

（投票）

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する  
点呼に応じて投票を投票箱に投入する。

（投票の終了）

（投票箱閉鎖）

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投  
票の終了  
票箱の閉鎖  
点呼が終わった

を宣告する。

（第2項省略）

（投票数の計算点検）

第30条 （第1項から第3項まで省略）

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、  
議長が定める。

（修正動議提案要件）

第40条 修正の動議は、その案をそなえ、議員定数の12分の1以上の発議者が記連  
名して、あらかじめこれを議長に提出しなければならない。  
署して

(代理人又は文書による意見の陳述)

第65条の7 公述人は、市会の許可を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、  
同意  
又は文書により、意見を提出することができる。

(資料及び報告の提出要求)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、その決議によって  
または  
、執行機関に対し必要な資料及び報告の提出を求めることができる。  
書類、

(委員外議員  
委員でない議員の発言)

第76条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるとき  
または  
は、委員でない議員(以下「委員外議員」という。)に対しその出席を求めて  
説明又は意見を聴くことができる。  
または きく

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決  
委員でない議員 申し出  
める。

3 委員外議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見  
委員でない議員  
を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員  
会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。)第9条の2  
第1項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」とい  
う。)を活用した委員会である場合には、当該委員外議員は、当該委員会  
委員でない議員  
の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場  
所から当該委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言するこ  
とができる。

(委員長の委員としての発言)

(委員長の委員としての発言)

第77条 委員長が委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができな  
委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発  
い。

言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは

、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復すことができない。

2 前項に規定する場合において、委員長が委員として討論をするときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

(提案者及び修正案提出者の発言)

第78条 (第1項省略)

2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から当該委員会に参加して、発言を求めることができる。

(少数意見の留保)

第81条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員(条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席しているものとみなされた委員を含む。)1人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。

(第2項及び第3項省略)

(質問主意書による質問)  
文書

第87条 議員は、会期中、口頭による質問の機会がない場合は、質問主意書を議長に提出することにより、執行機関に対し文書で質問することができる。

---

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

2  
3 (本文省略)

3  
4 (本文省略)

(請願文書表)

第89条 (第1項省略)

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、件名、請願の要旨、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)、紹介議員の氏名並びに付託委員会を記載する。

3 請願者多数のものは、請願者の住所及び氏名(請願者が法人の場合にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)を省略して記載することができる。ものはほか何件と記載することができる。

(請願の委員会付託)

第90条 議長が請願書を受理した場合は、請願文書表の配付とともに請願を所管の常任委員会又は市会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会若しくは市会運営委員会の所管に属しない請願又は常任委員会若しくは市会運営委員会に付託する必要がないと認めるとき及び特別委員会に付託することが適当である付託することを適当としない請願は、特別委員会に付託する。と認めるときは、この限りでない。

2 委員会の付託は、市会の議決により省略することができる。

$\frac{3}{2}$  議長は、請願文書表を作成するいとまのないときは、必要事項を報告して配付に代えることができる。  
かえる

$\frac{4}{3}$  (本文省略)

(資格決定の通知)  
(決定書の交付)

第97条 法第127条第3項の規定により準用する法第118条第6項の規定による市会が議員の被選挙権の有無または法第92条の2の規定に該当するかど通知に関し必要な事項は、議長が定める。  
うかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(記載事項)

第98条 会議録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。  
記載し、又は記録する  
(第1号から第10号まで及び第2項省略)

(配布)

第99条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。  
(署名者)

第101条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は2人とし、会議において議長が指名する。

(携帯品)  
(議場内への帽子、コート等の着用又は携帯禁止)

第104条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携  
議場には、帽子、コート、マフラー、かさの類を着用し、又は携帯し

帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認  
てはならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により、議長の許可を受  
められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでな  
けたときは、この限りでない。  
い。

(懲罰動議の提出)

第 109 条 懲罰の動議は、文書をもって議員定数の 8 分の 1 以上の発議者が 記名  
連署  
して議長に提出しなければならない。  
して

(第 2 項省略)

(電子情報処理組織による通知等)

第 118 条 議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）に対して行  
われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の  
知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下  
「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該  
通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長  
が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含  
む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機  
とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用す  
る方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規  
定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず  
、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方  
法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組  
織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合  
に限る。

3 前 2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、  
当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなし

て、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時（第13条第1項、第17条第3項、第89条第1項、第90条第1項及び第99条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を發した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分が

ある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第119条 この規則の規定（第24条及び第33条を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（議長の処理に対する異議）

第120条 会議中、議長の処理に対して5人以上の異議がある場合は、議長は、  
第118条 会議に諮りはかりこれを決める。

（疑義の決定）

第121条 この規則の疑義並びに法令及びこの規則に規定のない事項は、議長が  
第119条 これを決める。ただし、5人以上の異議があるときは、会議に諮ってはかって決める  
。